別紙

国会議員航空引換クーポン取扱要領

衆議院と全日本空輸株式会社（以下「航空会社」という。）の間で締結した契約に基づき、衆議院議員（以下「議員」という。）が航空会社の航空券等を使用するに関し、国会議員航空引換クーポン（以下「クーポン券」という。）を設定することとし、下記により取り扱う。

記

１．クーポン券の交付

（１）　１ヶ月ごとに交付するものとする。

（２）　紛失した場合は、再交付しないものとする。

２．クーポン券の効力

（１）　議員の資格を有する記名本人に限って有効とする。

（２）　航空会社の直営支店、営業所、総代理店、航空会社指定の販売所及び株式会社ＪＴＢ国会内店に限って、クーポン券を利用することができる。

（３）　クーポン券で発券できる航空券等は、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、日本トランスオーシャン航空株式会社、株式会社ＡＩＲＤＯ、スカイマーク株式会社、オリエンタルエアブリッジ株式会社、株式会社ソラシドエア、株式会社スターフライヤー及び日本エアコミューター株式会社の便に搭乗するものに限ることとする。

（４）　クーポン券１ヶ月分の使用金額は、議員ごとに東京と選挙区（比例代表選出議員は届け出た住所地）の４往復分（片道運賃×８回）若しくは３往復分（片道運賃×６回）相当額として、算出された額とする。

（５）　有効期間は、その年度末（３月３１日）までとする。

（６）　クーポン券の現金による払い戻し及び釣り銭の支払いはしないものとする。

（７）　クーポン券が汚損、損傷等により、その記載事項が不明瞭な場合、または切り離しの使用は無効とする。

（８）　クーポン券の用片６、用片１１及び用片１２で航空会社の航空券等は購入できないものとし、用片１１及び用片１２に残高のある場合は事務局で補助のクーポン券に残高金額を記入して交付するものとする。

（９）　クーポン券による領収書は発行しないものとする。

３．クーポン券の様式

クーポン券の様式は別紙の通りとし、衆議院が調製する。